

見守り 新鮮情報

テレビショッピングで「1週間以内
返品可能」と言っていたマッサージ
チェアを購入した。うまく使えないため
返品を申し出たが「**通電**した商品は
返品できない。テレビ画面でも
表示している」と言われた。

番組を録画していたので
確認したところ、
最後に**小さな文字**
で**表示**されていたが、
気付かなかった。
使用しないと使い
心地は分からない。
返品したい。

(70歳代 女性)



テレビショッピング 返品条件をよく確認！

ひとこと助言



- テレビショッピングでは、番組内で「返品可能」などと紹介されていても、「未開封・未通電に限る」など、様々な条件が付いていることがあります。
- 番組内では重要事項の表示が小さかったり、表示時間が短かったりすることもあります。商品の印象や価格のお得感ばかりに気を取られず、冷静に判断することが大切です。
- テレビショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、返品については事業者の定めたルールに従うことになります。電話で注文する際には、オペレーターに返品条件などを改めてしっかり確認しましょう。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

「契約中の**大手電力会社**の代理店を名乗る人が突然訪問し『電気代が**安く**なる。電気の**検針票**を見せてほしい』と言われ、理解しないまま申込書に**署名**し**供給地点特定番号**を書いてしまった。書面はなく、

内容が

よく分からないので
解約したい」と地域の
高齢者から民生委員の
私に相談があった。
どう対応したらよいか。
(当事者：70歳代 男性)

お安く
なりますよ！



©Kurosaki Gen

検針票は 見せないで 電気の 契約切り替えトラブル

ひとこと助言

自分に
合ってるか
検討しよう



見守るくん

- 電気の契約を切り替えると電気代が安くなると勧誘されても、料金プランや算定方法などをしっかり説明してもらい、自分に合っているかよく検討することが大切です。周りの人に相談するのもよいでしょう。
- 大手電力会社などを名乗るケースがみられます。実際の契約先はどこになるのか、事業者名や連絡先をよく確認しましょう。
- 電力会社等は、検針票に記載されている顧客番号や供給地点特定番号などにより契約を行っています。記載情報を元に勝手に契約を切り替えられるケースもあるため、安易に教えないようにしましょう。
- クーリング・オフができる場合もあります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等(消費者ホットライン 188)、もしくは経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口(03-3501-5725)にご相談ください。

見守り
新鮮情報

ネット広告で見た 不用品回収 10倍以上の料金に

ネットで「1.5トントラックに詰め放題
3万9800円」という広告を見て、
不用品の回収を申し込んだ。

作業当日、詰め込み後に事業者から
領収書へのサインを求められ、
金額を確認すると
約 **65万円**

だった。不用品を
運び出して
もらわないと
困るので、
やむを得ず
サインをしたが、

©Kurosaki Gen

作業前に金額に
ついて**説明は受けておらず**、
支払いたくない。(70歳代 男性)

65万円!?



ひとこと助言

見積もりで
確認!



見守るくん

- ネット広告やチラシに記載された料金の通りとは限りません。不用品回収を依頼する際は、事前に複数の事業者から見積もりを取り、料金や具体的な作業内容を比較検討しましょう。
- 荷物の量や状態によっては、追加料金が発生する場合がありますが、作業開始前に、支払う見込み額を確認することが大切です。
- 不用品の収集・運搬業は、市町村による「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。担当部署に問い合わせるとよいでしょう。
- 作業時は家族や周りの人に立ち会ってもらいましょう。
- クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

SNS上に通常約6千円のシャンプーが**初回**500円で購入できるとの広告があり、クレジットカード決済で注文した。再度購入しようと思い同じ広告を見たところ、注文を確定する画面の上方に、**細かい文字**で「**5回継続購入**」の記載が一部分だけ見えているのに気付いた。

画面をスクロールしなければ全体が表示されず、前は**気が付かなかった**。事業者**に解約したい**と伝えたが「5回継続購入の条件は明記されている」と言われ**断られた**。

(当事者：60歳代 男性)

5回購入が条件!?



©Kurosaki Gen

本当にお得? 注文確定の前に 契約内容をしっかり確認

ひとこと助言

しっかり
確認しよう



見守るくん

- ネット通販の注文画面では「初回限定」などとお得感を強調した表示に比べ、購入条件が小さく表示されていたり、気付きにくい場所に表示されていたりして、分かりづらいことがあります。画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- 注文を確定する前に、定期購入が条件になっていないかを確認し、定期購入が条件の場合、継続期間や支払うことになる総額など契約内容もしっかり確認しましょう。
- 特定商取引法が改正され、事業者は最終確認画面で、注文内容を明確に表示しなければならなくなりました。誤認させる表示により消費者が申し込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

事例1 クレジットカードの請求が利用金額より少ないと思っていたが、**明細**はアプリなので面倒で**見ていなかった**。確認すると、**申し込み時**から**リボ払い**で、100万円近い残額があることが分かった。
(60歳代 女性)

事例2 解約したクレジットカードの請求が来るので不審に思い、カード会社に尋ねると「**リボ払い**になっており、支払う必要がある」と言われた。**知らずにリボ払い**になっていたことに納得がいかない。
(70歳代 男性)



©Kurosaki Gen

意図せぬリボ払い 利用明細は必ず確認

ひとこと助言

利用明細は
必ず見て



見守るくん

- リボルビング払い(リボ払い)は、利用金額や利用件数にかかわらず、設定した一定額を毎月支払うクレジットカードの支払い方法です。月々の支払いを一定に抑えられる一方、支払いが長期化し手数料がかさむなどの点に注意が必要です。
- 初期設定で支払い方法がリボ払いになっているカードや、リボ払い専用カードもあります。申し込み時には、よく確認しましょう。
- 利用明細は必ず確認してください。手数料の記載がある、利用額に比べ請求額が少ないなどの場合はリボ払いが考えられます。不審に感じたらすぐにカード会社に確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。